

2021年6月23日
株式会社ティーガイア
代表取締役社長
金治伸隆

関係各位

公正取引委員会からの下請代金支払遅延等防止法に関する勧告について

本日、当社は公正取引委員会から下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）に基づく勧告を受けました。

当社では、通信事業者が顧客に提供する移動体通信サービスに係る契約内容の説明、申込みの勧誘等の業務を代理店様に委託する場合がありますが、東海地区所在の一部の代理店様（かつ、下請事業者に該当される代理店様）から、委託料金の精算に関する契約上の規定（*）に従って「戻入金」を受け取っていた行為が、下請法第4条第1項第3号（下請代金の減額の禁止。以下ご参照。）の規定に違反すると判断されたものです。

下請法第4条第1項第3号

（親事業者の遵守事項）

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあっては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

三 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること。

（*）代理店様との合意に従った手数料を期間中お支払いすることに加え、当該期間における代理店様の評価が一定の水準に満たないことが後刻判明した場合に、算式に従って戻入金の支払いをお受けすることをあらかじめ東海地区の代理店様との契約で合意していたことがあったものです。

本日の勧告において、下請代金の減額に当たるとされた対象の代理店様の数は8社、その金額は、2018年3月から2019年4月まで間の総額約5,660万円です。

東海地区の代理店様のみに適用されていた委託料金の精算に関する契約上の規定は、公正取引委員会による調査よりも前に既に廃止しており、また、下請代金の減額とされた金額についても、2021年3月までに返還しております。

当社は、今回の勧告を真摯に受け止め、勧告内容を社内で周知徹底するとともに、下請法遵守に関する社内研修を実施するなど、引き続きコンプライアンスの強化と再発防止に努めてまいります。

お取引先様をはじめ関係者の皆様には大変ご心配とご迷惑をおかけしましたことを心より深くお詫び申し上げます。

以上